

# 中川事務所新聞

第66号  
発行所  
行政書士中川事務所  
兵庫県姫路市

## トピックス

### 【さらに深まるコンプライアンス不況】

以前この新聞でお伝えしましたが、平成22年6月までに実施される貸金業法上の総量規制のために、間もなく事前作業が始まります。具体的には、クレジットカード会社に対する所得証明の提出です。業者側は常に個人の所得状況を把握しなければならず、これによってすべてのクレジット限度額の管理を行います。

法律の趣旨は理解できるのですが、これによって引き起こされる信用収縮で、確実に消費は減退するでしょう。クレジット

の利用を提供している小売店や飲食店にとっては大打撃です。

建築基準法の強化から始まった規制強化→不況の深刻化という流れは、今後も継続しそうです。民間の努力を役人が帳消しにするというこの国の現体制には、悩ましい限りです。

### 【広告宣伝メールに関する規制が強化されています】

改正特定電子メール法が昨年12月に施行されました。主な内容は以下のとおりです。

- ・あらかじめ同意していない人や受信拒否の通知を受けた人に広告宣伝メールを送ってはいけない。
- ・送信者は氏名や連絡先を表示しなければならない。
- ・プロバイダに対して送信元に関する情報の提供を求めること

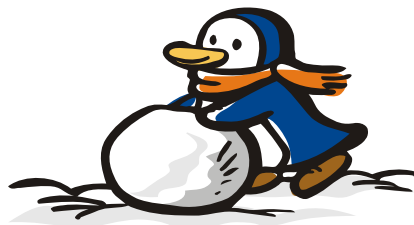
ができる。

- ・法人に対する罰金を100万円以下から3000万円以下に引き上げる。

営業ツールとして電子メールを活用されている方は十分注意しましょう。

### 【2月の事務予定】

- ・2月決算法人期末実地棚卸
- ・10月決算建設業決算変更届
- ・12月決算法人確定申告&納税
- ・6月決算法人中間申告&納税
- ・固定資産税第4期分納税
- ・個人所得税の確定申告受付
- ・バレンタインデー



## 知ってお得！？法律雑学

Q.契約書などに押す印鑑について教えてください。

A.民事訴訟法上は、押印があれば、契約は確かに成立したものと推定されることになっています。法律用語で「推定」とは、これに異議を唱えるものは、自らそれを証明しなければ、推定されたことは覆ら

ないということで、押印は高い証拠能力を有することになります。

なお、この場合の印鑑の種類は特に定められていません。三文判でも有効性に変わりはありませんが、押印を要求する側が証拠能力をより強固にするためには、署名+三文判とか実印+印鑑証明の方が望ましいでしょう。

逆に押印する側は、三文判だからと言って軽く考えていると、思わぬ重大事に至ることもあるということに注意しましょう。



# 経営談義

## 【マスコミの論調にはご注意を】

派遣労働者問題：

労働者に占める派遣労働者の割合は2.52%です。(2006年労働力調査年報(総務省))ところが、マスコミの論調はまるですべての労働者問題であるかのようです。この程度の構成比で全体を説明することなど不可能です。

また、労働者派遣法の浸透によって偽装請負が減り、働く人の権利の確保が進んだことも事実ですが、こういったメリットの報道はありません。

そして何よりも、低賃金で



労働環境の整備も遅れている中小企業で、真面目に黙ってコツコツ働いている大半の労働者については全く触れられていません。

私はマスコミのこのような不公正な報道姿勢に憤りを感じます。

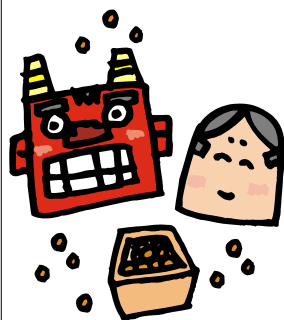
内部留保問題：

企業の内部留保を吐き出せという報道があります。内部留保とは、過去の利益の蓄積ではありますが、それと同額の現金を溜め込んでいるわけではありません。報道の前に会計の基本ぐらいは学んで欲しいものです。

そもそも日本の企業は、業績の乱高下を緩和するために内部留保に励んできました。外野に言われるまでもなく、経営者ならば内部留保の活用

も含めた不況対策は絶えず考えています。ただし、経営者にとって企業の存続を第一に考えるのは当たり前で、目の対策のために中長期的な視点を失っては元も子もなくなります。短絡的な発想は禁物です。

マスコミの論調はとにかく目立ちます。これに惑わされること無く、経営者としてのスタンスはしっかり堅持しましょう。経営者を守るのは経営者自身なのでありますから。



二月は「逃げる」とも言われます。営業日が少ないので、時間を大切にしたいものに過ぎません。

自宅に熱帯魚の飼育を始めました。子供たちが世話をする事になりました。丹念に水作りをして、翌日にグッピーの子供が七匹生まれました。こうなったら放っておくわけにはいきません。

一月号は休刊だったので、二月号が今年第一号です。今年もよろしくお願いします。

めづりごと

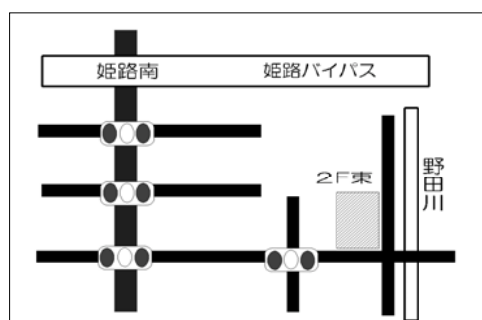
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務 (問題が起こる前の対策)
- ・ 戦略会計 (経営に役立つ会計)
- ・ マネジメント (経営支援)

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp